

京都市告示第 283 号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を次のように指定しますので、関係図書を縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 31 日

京都市長 門川 大作

1 禁止区域の範囲

別図において黒色で示す道路、橋梁、公園等のとおり

2 指定する日

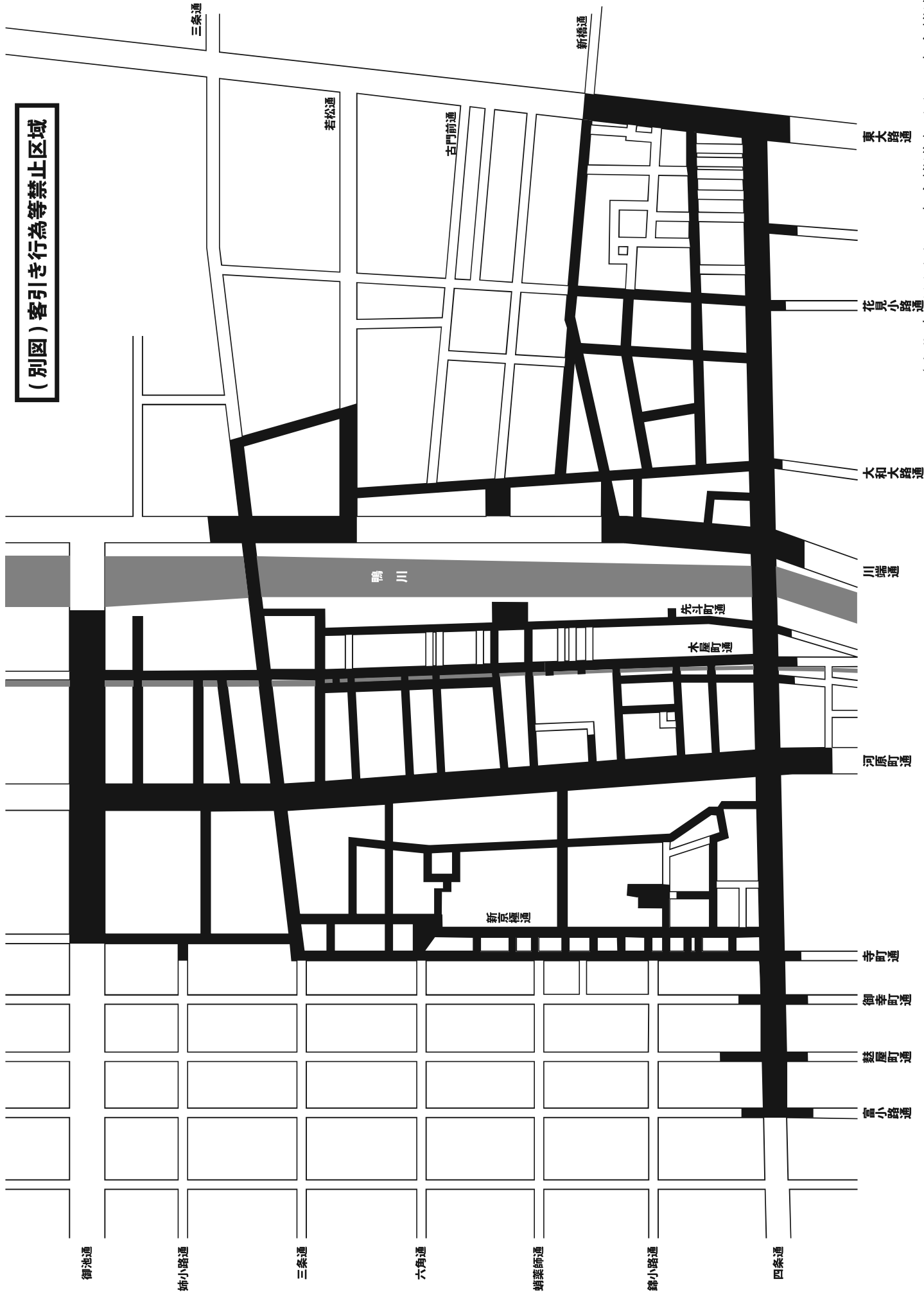
平成 27 年 7 月 31 日

3 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 西庁舎 2 階

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

(別図) 客引き行為等禁止区域



(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)